

令和6年度 保育園・認定こども園 入園のごあんない



【保育園】

(公立) 高浜保育園	志賀町高浜町才の117番地2	32-0214
(公立) とぎ保育園	志賀町富来領家町ツ1番地26	42-0366

【認定こども園】

(社福) 幼保連携型認定こども園 すばる幼稚園	高浜町クの17番地6	32-2640
----------------------------	------------	---------

志賀町子育て支援課

0767-32-9122 (直通)

■「保育園」とは

保育園は、日々保護者にかわって児童を保育する児童福祉施設です。

保護者のいずれもが働いていたり、病気や看護などの理由から保育を必要とする事由のいずれかに該当することにより、日々児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わって保育する施設です。

■「認定こども園」とは

認定こども園は、学校教育の一環として位置付けられている幼稚園の機能と、保育園の機能をあわせ持ち教育・保育を一体的に実施する施設です。

■保育園などを利用するには

(1) 教育・保育給付認定

保育園や認定こども園などを利用する際には、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

<教育・保育給付認定の種類>

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育希望)	満3歳以上で教育を希望する子ども (2号認定除く)	認定こども園(教育)
2号認定 (保育希望)	満3歳以上で保護者の労働や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	保育園、 認定こども園(保育)
3号認定 (保育希望)	生後2か月から満3歳未満で保護者の労働や疾 病などにより、保育を必要とする子ども	

※就労等による保育の必要性がない満3歳以上の子どもで、認定こども園に入園するときは、1号認定を受けていただきます。



(2) 入園申し込みに必要なもの

- ① 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（申込児童の人数分必要）
- ② 就労等証明書（1号認定については提出は不要）。
保護者が次のいずれかの事由に該当し、保育を必要とする場合。
※2人以上の児童が入園する場合は、一番年上の児童の書類に添付してください

区 分	保護者の状況・保育を必要とする事由	添付書類
就 労 (月 48 時間以上)	家庭の外(内)で仕事をしていて、児童の保育ができないとき	就労証明書
妊娠・出産	妊娠中か出産後で、児童の保育ができないとき	母子健康手帳の写し
疾病・障害等	病気(療養中)であつたり心身に障害を有しているため、児童の保育ができないとき	申立書(診断書)、 身体障害者手帳などの写し
親族の看護・介護	同居または長期入院等している親族を常時介護・看護しているため、児童の保育ができないとき	申立書(診断書・介護保険被 保険者証)
災害復旧	震災、風水害、火災等の災害によって、その家屋を失つたり破損したため、その復旧の間、児童の保育ができないとき	罹災(りさい)証明書
求職活動 (起業準備含む)	仕事をする意思があり、仕事を探しているため、児童の保育ができないとき	求職活動支援機関等利用証明書 (起業準備は就労証明書)
就 学	大学、看護学校、職業訓練校等に通つていて、児童の保育ができないとき	在学証明書、学生証写し
虐待やDVの おそれがあること	児童虐待のおそれがあると認められる場合、及び配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合	個別にご相談ください
育児休業取得中	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められる場合	就労証明書(育児休業期間の記載のあるもの)
その他	子育て支援課にご相談下さい	

※上記のほか、世帯やお子さんの状況により追加で書類を提出していただく場合があります。



(3) 保育の必要量に応じた保育時間の区分

2号認定または3号認定を受ける人は、保育の必要量によって、更に「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

区 分	利用できる保育時間
保育標準時間（フルタイム就労を想定） 就労時間が1ヵ月あたり120時間以上	1日 最大 <u>11時間</u> + 必要に応じた延長保育
保育短時間（パートタイム就労を想定） 就労時間が1ヵ月あたり 48時間以上120時間未満	1日 最大 <u>8時間</u> + 必要に応じた延長保育

※延長保育は、別途延長保育料が必要です。

※保育を必要とする事由の区分が「求職活動」または「育児休業取得中」に該当する人は、保育の必要量が「短時間」認定となります。

■施設一覧

町内には、下記の教育・保育施設があります。

施設名	施設名	住所	電話	利用定員
公立	高浜保育園	高浜町才の117番地2	32-0214	145人
	とぎ保育園	富来領家町ツ1番地26	42-0366	126人
私立	認定こども園 すばる幼稚園	高浜町クの17番地6	32-2640	250人



■入園手続き

申 込 方 法

入園を希望する保護者は、希望の保育園等で「教育・保育給付認定申請書兼入所申込書」を受け取り、保育園等に提出してください。

提出期限

令和5年10月20日（金曜日）

提出先

入園を希望する園（希望の保育園等に提出してください。）

必要書類

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書

保育を必要とする証明（就労証明など）

※申込内容について、必要に応じ調査しますので、ご了承ください。

マイナンバーカードを利用し、マイナポータルから電子申請をすることも可能です。

マイナポータル HP



入園決定方法

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書等の提出書類をもとに、教育・保育給付認定を行い、保育を必要とする事由等を総合的に判断し、入園の可否を決定します。（2月中に通知予定です。）

定員を超える申し込みがあった園については、就労状況等を勘案して、保育を必要とする度合いの大きい方から優先順位をつけて入園の決定を行います。

定員を超える申し込みのために希望する園への入園ができなかった場合には、第2希望園、もしくは他の園に変更していただくこともあります。

決定後の注意

入園申込の内容（休業・離職等の就労状況、世帯状況など）に変更が生じた場合は速やかに（変更月の前月15日まで）届け出てください。

入園後であっても家庭で保育が可能となった場合は、退園となります。

※保育認定の際に優先的に保育を行う必要があると認められるのは、子どもが下記のいずれかの事由に該当する場合です。

- (1) ひとり親家庭
- (2) 生活保護世帯
- (3) 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- (4) 虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）のおそれがある場合
その他社会的養護の必要性がある場合
- (5) 子どもが障害を有する場合
- (6) 育児休業明け
- (7) 兄弟姉妹（多胎児を含む。）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- (8) 小規模保育事業などの卒園児童
- (9) その他町長が定める場合

■保育料（利用者負担額）について

保育にかかる経費の一部を保育料として各家庭で負担していただきます。

額の決定

- ① 保育料は世帯の課税状況により決定されており、各家庭で異なります。
- ② 令和6年度4月～8月分の保育料については保護者の令和5年度町民税所得割額に基づき算定し、9月以降の保育料については令和6年度町民税所得割額に基づき算定し、保育園やこども園を通じて通知されます。
- ③ 前年所得がなかった人でも保育料算定には税情報が必要となります。未申告の人は本庁税務課（1階）で申告してください。
- ④ 各月の初日が在籍の基準日となりますので、出席日数にかかわらず1ヵ月分の保育料を納入していただきます。

納入について

- ① 公立保育園は毎月25日、認定こども園は毎月15日（いずれも金融機関が休業日の場合は翌営業日）に口座振替により納入していただきます。
- ② 保育料を滞納されると退園していただく場合があります。

その他

利用者負担額に関わる届については、書類提出後、翌月から変更となります。届出されない場合、保育料は遡って返金することはできません。

■副食費について

志賀町では、副食費（おかず・おやつ代）も無償とします。

■入園当初の保育時間

初めて集団保育を経験されるため、生活環境の変化から疲労を感じる児童もいます。入園当初は相談のうえ、子どもが施設に慣れるため、短い保育時間から始めること（「ならし保育」といいます。）がありますので、ご了承ください。



教育標準時間認定（1号認定）を希望する方 （認定こども園）

■入園対象児童

志賀町に住民登録のある満3歳児以上の子ども

■教育時間・休業日について

○ 教育時間：8時～16時

		保 育 時 間		
		7時～8時 預かり保育	8時～16時 基本時間	16時～19時 預かり保育
こども園	1号認定 (月曜～金曜)	7時～8時 預かり保育	8時～16時 基本時間	16時～19時 預かり保育
	1号認定 (土・日・夏休み等)	7時～19時 休日保育 ※詳しくは施設へお問い合わせください。		

- 休 業 日：(1) 土曜日・日曜日・祝日
 (2) 夏休み（8月12日から8月17日まで）
 (3) 冬休み（12月26日から1月5日まで）
 ※その他、状況により休園となる日もあります。

預かり保育／休日保育（在園児対象）

在園児の保護者が通常期（月曜日から金曜日）をはじめ、土曜日や日曜日、夏休みなど、子どもが休みのときに勤務しているご家庭のために、子育てのサポートとして実施します。

【利用料金】

預かり保育／休日保育	利用時間	料 金
通 常 期（月曜日～金曜日）	7時～8時	1時間 100円
	16時～19時	
土曜日・日曜日・祝日 夏休み・冬休み	7時～19時	1時間 350円
		1食 350円

保育料以外の費用負担

保育料とは別に必要な費用があります。こども園へお問い合わせください。

保育時間認定（2号・3号認定）を希望する方 （保育園・認定こども園）

■入園対象児童

志賀町に住民登録のある子ども（生後2か月から小学校就学前まで）

■保育時間・休日について

○保育時間

		保 育 時 間		
公立 保育園	2・3号認定 （保育短時間）	7時～8時30分 延長保育	8時30分～16時30分 基本保育時間	16時30分～19時 延長保育
	2・3号認定 （保育標準時間）	7時～7時30分 延長保育	7時30分～18時30分 基本保育時間	18時30分～19時 延長保育
認定 こども園	2・3号認定 （保育短時間）	7時～8時 延長保育	8時～16時 基本保育時間	16時～19時 延長保育
	2・3号認定 （保育標準時間）	7時～7時30分 延長保育	7時30分～18時30分 基本保育時間	18時30分～19時 延長保育

○休 日：日曜日、祝日、12月29日から1月3日（公立、こども園）

延長保育

保護者の勤務形態や恒常的な残業等やむを得ない事情のため、さらに保育時間の延長が必要な子どもに対して、延長保育を実施しています。（有料）

【利用料金】

公 立		こども園	
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1日あたり 500円 （月額上限額 2,500円）		1日あたり 500円 （月額上限額 2,500円）	1時間 100円

休日保育（在園児対象）

在園児の保護者が日曜日と祝日に勤務となるご家庭のために、休日保育を実施しています。（公立、こども園）（別途料金がかかる場合があります。）

※事前に申請が必要です。

※12月29日から1月3日は休日保育を利用できません。

■保育料について

保育料は、町民税所得割額に基づき算定されます。4月から8月は前年度の町民税所得割額、9月から翌年3月は当年度の町民税所得割額に基づいて算定されます。

〈2号・3号認定〉（3歳以上児クラスは、保育料無償化対象となります）

階層区分	定 義		徴収基準額（月額：円）			
			0歳児クラス		1・2歳児クラス	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯又は町民税非課税世帯		0	0	0	0
第2階層	48,600円 未満		19,500	19,300	18,000	17,800
第3階層	第1階層を除き、町民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	57,700円 未満	23,500	23,200	20,500	20,300
		97,000円 未満				
		77,100円 以下				
第4階層	169,000円 未満		27,000	26,700	23,000	22,700
第5階層	169,000円 以上		27,500	27,100	23,500	23,200

※ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯）の場合で、第2階層又は第3階層に認定された場合には、【減額後の保育料】の表に掲げる額となります。

■減額後の保育料

〈2号・3号認定〉（3歳以上児クラスは、保育料無償化対象となります）

世 帯 の 区 分		保育料（月額）	
		0～2歳児クラス	
		第1子	第2子
第1階層	生活保護世帯及び町民税非課税世帯	0円	0円
第2階層	町民税均等割のみ世帯	6,000円	0円
	町民税所得割課税額が 5,000円未満	7,000円	0円
	町民税所得割課税額が 48,600円未満	8,000円	0円
第3階層	町民税所得割課税額 77,100円以下	9,000円	0円

保育料の軽減措置

- ① 第2階層又は第3階層のうち町民税の所得割額が57,700円未満に該当する世帯については、最年長の子どもから順に2人目は徴収基準額の半額、3人目以降については無料です。
- ② 第3階層のうち町民税の所得割額が57,700円以上から第5階層に該当する世帯については、一世帯に2人以上入園している場合は、第2子の保育料は徴収基準額の半額とし、第3子以降については無料です。

保育料以外の費用負担

保育料とは別に必要な費用があります。保育園またはこども園へお問い合わせください。

■ 広域入所

広域入所とは、志賀町に住所があり、保護者の勤務の都合等で他市町村の園に入園することです。広域入所を利用できる期間は、4月～3月までです（最大1年間）。

したがって、令和6年度も引き続き入園を希望する場合は、毎年、志賀町に申込みしていただく必要があります。

入園については、受入先市町村との協議のうえ、結果をお知らせします。

なお、受入先市町村の事情により入園できないことがありますので、ご了承ください。詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

なお、志賀町以外に住所地があり、保護者の勤務の都合等で志賀町の園に入園を希望する場合は、住所地の保育担当課へお問合せください。



子育てと仕事の両立を支援します

近年の子育て家庭のさまざまな保育ニーズに応えるため、次のような保育を実施し、子育てと仕事の両立を支援しています。

子育て支援

保育園やこども園では楽しく子育てができるように、子育て中の不安や疑問など、随時育児相談を受け付けています。また、施設見学も受け付けています。

マイ保育園

妊産婦及び未就園乳幼児の保護者の方が「マイ保育園」として登録することにより、育児相談や育児体験、一時的保育（半日1回500円で3回まで）が利用できます。

一時的保育

保育園やこども園に入園していない在宅児について、保護者の都合により、一時的に保育できなくなった場合に、保育園やこども園などで、一時的に預かり、保護者に代わって保育します。（有料）

施設区分	利用料金	
公立	満3歳未満	・・・1日 2,400円、半日 1,200円
	満3歳以上	・・・1日 2,000円、半日 1,000円
こども園	0歳児	・・・1時間 400円
	1～5歳児	・・・1時間 350円
	食事	・・・1日 350円（3歳児以上）



※ご利用については各施設へお問い合わせください。

親子わくわく広場（認定こども園すばる幼稚園）

子育てに関する相談や子育て親子の交流の場として利用できます。専門の保育士が子育てに関するさまざまな不安や悩みなどについて相談に応じます。

病児保育（認定こども園すばる幼稚園）

体調不良児型：保育中に体調不良となった園児に対し、保護者が迎えにくるまでの間緊急的な対応を図ります。